

宮崎県アドベンチャーツーリズム研修会運営業務委託企画提案競技実施要領

1 目的

主に欧米豪からの外国人観光客誘致において高付加価値で持続可能性のある旅行としてアドベンチャーツーリズム（以下「AT」※という）が注目されており、本県においても、将来のインバウンド再開に向けて、県内観光関係者を対象としたATに対応した人材育成と、AT促進の機運醸成とを目的とした研修会を実施するもの。

※アクティビティ、自然、異文化体験のうち2つの要素以上で構成される旅行形態

本要領は、この研修会運営業務実施に際し、最も効果的な企画を実行できる事業者を選定するために行う企画提案協議の実施に関し、必要な事項を定めるものである。

2 委託業務の内容

別添仕様書のとおり

3 委託料

委託料は、2,082,410円（消費税及び地方消費税額を含む。）を上限とする。

※ 委託業務に係る全ての経費を含む。

4 委託期間

契約締結日から令和4年3月25日まで

5 参加資格

次の(1)から(8)までの全ての条件を満たす法人であること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 政治活動及び宗教活動を主たる活動の目的としていないこと。
- (3) 国、都道府県、市町村等が発注する業務、事業において、入札参加資格停止又は指名停止の措置を受けていないこと。
- (4) 宮崎県暴力団排除条例（平成23年条例第18号）第2条第1号に規定する暴力団、又は代表者及び役員が同条第4号に規定する暴力団関係者でない者
- (5) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続き開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続きの申立てがなされている者でないこと。
- (6) 県税（個人県民税及び地方消費税を除く。）に未納がないこと。
- (7) 受託業務に関するノウハウを有し、かつ当該受託業務を円滑に遂行するための必要な経営基盤を有していること。
- (8) 地方税法（昭和25年法律第226号）第321条の4及び各市町村の条例の規定により個人住民税の特別徴収義務者とされている法人にあっては、従業員等（宮崎県内に居住している者に限る。）の個人住民税について特別徴収を実施している者又は特別徴収を開始することを誓約した者。

- (9) 宮崎県内に本店又は営業所がある者
- (10) その他、県との協議に真摯に対応し、事務処理を遅滞なく処理できること。

6 スケジュール

- | | |
|----------------|---------------------|
| (1) 実施公告 | 令和3年 9月22日 (水) |
| (2) 参加申込期限 | 令和3年10月 1日 (金) 午後5時 |
| (3) 質問書受付期限 | 令和3年10月 4日 (月) 午後5時 |
| (4) 企画提案書等提出期限 | 令和3年10月13日 (水) 午後5時 |
| (5) 審査 (書面審査) | 令和3年10月15日 (金) |
| (6) 審査結果通知 | 令和3年10月下旬予定 |

7 企画提案競技への参加申込

下記(1)の書類を5部 (原本1部、写し4部) 作成し、下記(2)のとおり提出すること。

(1) 提出書類

- ア 企画提案協議参加申込書 (様式第1号)
- イ 企画提案書 (任意様式)
- ウ 企画提案書等提出様式 (様式第3号)
- エ 誓約書 (様式第4号)
- オ 団体等概要書 (様式第5号)
- カ 見積書 (任意様式) ※ 内訳が分かるように記載してください。
- キ 会社概要 (既存資料・パンフレットで可)

(2) 提出方法等

- ア 提出方法 郵送又は持参
- イ 提出先 〒880-8501 宮崎市橘通東2丁目10番1号
宮崎県商工観光労働部観光推進課 海外誘致・MICE担当
- ウ 提出期限 令和3年10月13日 (水) 午後5時まで (必着)

8 質問の受付及び回答

(1) 受付期間

令和3年10月4日 (月) まで

(2) 質問の方法

別添「質問書 (様式第2号)」に記入の上、電子メールにて宮崎県商工観光労働部観光推進課海外誘致・MICE担当宛て送付すること。

(質問書提出先 E-mail: murayama-tatsuro@pref.miyazaki.lg.jp)

(3) 質問に対する回答

令和3年10月7日 (木) までに質問者に回答する。

9 審査等

(1) 審査方法

県の審査員が、申込者の提出書類により、別紙の審査基準に従って書面審査を行う。

(2) 審査結果の通知

令和3年10月下旬に、申込者に文書で通知する。

10 契約の締結

県は、上記9の審査において選定した事業者と協議し、委託の内容について合意に達した場合は、当該事業者と委託契約を締結する。なお、合意に達しない場合は、次点の事業者と契約締結の協議を行う。

11 その他

- (1) 今回の企画提案競技への参加に要する経費については、申込者の負担とする。
- (2) 提出書類は、返還しない。
- (3) 提出書類の著作権は作成者に帰属し、県は、無断で使用しない。
- (4) 次のいずれかに該当するときは、その申込は無効とする。
 - ア 申込者が上記5の参加資格を満たさない場合
 - イ 提出書類に虚偽の内容があった場合
 - ウ 申込者が、直接的又は間接的に、県の審査員又は職員に対して審査に関する不正な接触を行った場合
- (5) 上記10の協議により、申込者の提案内容に変更を加えることがある。
- (6) 受託者は、契約の締結時に、契約保証金として契約金額の100分の10以上の額を県に納付しなければならない。ただし、宮崎県財務規則第101条第2号各号に該当し、県が同項により納付を免除する場合を除く。
- (7) 委託料は、精算払いにより支払う。
- (8) 成果品の著作権等一切の権利は、県に帰属する。

12 問い合わせ先

宮崎県商工観光労働部観光推進課 海外誘致・MICE担当 村山

所在地：〒880-8501 宮崎県宮崎市橘通東2丁目10番1号

電話：0985-26-7530

FAX：0985-26-7327

E-mail：murayama-tatsuro@pref.miyazaki.lg.jp